

平成 28 年度県民生活習慣実態調査実施要領（案）

1 調査の目的

本調査は、県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に関する意識等を調査し、県民の健康の増進の総合的な推進を図るために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査地区及び客体

平成 27 年国勢調査において設定された地区から各保健所が管轄する地域毎に無作為抽出して 1 調査地区を設定し、県内 10 保健所において 10 地区を設定し、その地区内約 500 世帯、当該世帯の 1 歳以上※の世帯員（約 1,500 名）を調査対象とする。

※対象者の年齢は平成 28 年 11 月 1 日現在とする。

3 調査項目

本調査では、身体状況調査、歯科疾患実態調査口腔診査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査（指定地区のみ実施）、県民生活習慣状況調査、歯科疾患実態調査アンケート調査を実施し、各調査票及び調査項目はそれぞれ次のとおりとする。

ア 身体状況調査票（調査票第 1 号）

調査項目	調査対象
① 身長・体重	満 1 歳以上
② 腹囲	満 6 歳以上
③ 血圧測定	満 20 歳以上
④ 血液検査	満 20 歳以上 ※国民健康・栄養調査指定地区のみ実施
⑤ 問診（服薬、運動状況等）	満 20 歳以上

イ 歯科疾患実態調査口腔診査票（調査票第 2 号）

調査項目	調査対象
① 歯・歯周組織の状況	満 1 歳以上
② 補綴処置の状況・必要度	満 1 歳以上
③ 顔面頸部、粘膜その他の異常	満 1 歳以上

ウ 栄養摂取状況調査票（調査票第3号）

調査項目	調査対象
① 世帯状況 世帯員番号、氏名、性別、生年月、妊娠（週数）授乳婦別、仕事の種類、	満1歳以上
② 食事状況（1日） 朝・昼・夕食別、家庭食・外食・欠食の区別	満1歳以上
③ 食物摂取状況（1日） 料理名、食品名、使用量、廃棄量、世帯員ごとの案分比率（朝・昼・夕・間食別）	満1歳以上
④ 1日の身体活動量[歩数]	<u>満15歳以上</u> ※指定地区は満20歳以上

エ 生活習慣調査票－別途指定する地区のみ－

調査項目	調査対象
食生活、身体活動・運動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等の状況	満20歳以上

オ 県民生活習慣状況調査票（調査票第4号）

調査項目	調査対象
「健康いわて21プラン（第2次）」の口腔領域を除く領域に関する生活習慣の実態及び意識を把握する。	満15歳以上 (一部項目については満15～19歳、満20歳以上、世帯主)

カ 歯科疾患実態調査アンケート調査票（調査票第5号）

調査項目	調査対象
「健康いわて21プラン（第2次）」の口腔領域に関する生活習慣の実態及び意識を把握する。	満1歳以上 (一部項目については満1～5歳、満1～14歳、満15歳以上、取り外しのできる入れ歯のある者)

4 調査時期

- (1) 身体状況調査：平成28年11月中の1日
- (2) 歯科疾患実態調査口腔診査：アの身体状況調査と同日
- (3) 栄養摂取状況調査：平成28年11月中の1日（日曜日及び祝日を除く）

- (4) 生活習慣調査（別途指定する地区のみ）：調査期間中に実施
- (5) 県民生活習慣状況調査：調査期間中に実施
- (6) 歯科疾患実態調査アンケート調査：調査期間中に実施

5 調査の機関と組織

- (1) 県保健福祉部健康国保課（以下、「県健康国保課」という。）は、「健康いわて 21 プラン分析・評価専門委員会」において、本調査の調査設計及びその集計・分析について専門的な立場から意見を聞き、その内容を決定する。
- (2) 調査は、調査地区を管轄する保健所が行う。但し、歯科疾患実態調査口腔診査については、当該調査受託者（団体）が実施する。
- (3) 保健所は、保健所長を班長とする県民生活習慣実態調査班を編成し、医師、管理栄養士・栄養士、保健師、看護師、臨床検査技師及び事務担当者等の調査員が調査にあたる。また、必要に応じて調査員を雇用し、調査させることができるものとする。
- (4) 保健所は調査員を決定後、平成 28 年度県民生活習慣実態調査調査員名簿（様式第 1 号）及び平成 28 年度県民生活習慣実態調査実施計画書（様式第 2 号）を作成し、別に定める指定の期日までに健康国保課あて提出する。
- (5) 健康国保課は、調査員に対して県民生活習慣実態調査員の証（様式第 3 号）を発行する。

6 調査世帯名簿及び被調査者名簿の作成

- (1) 県保健福祉部健康国保課（以下、「県健康国保課」という。）は、調査地区の境界を確認するため、総務省統計局統計調査部長に国勢調査関係書類の閲覧申請を行う。
- (2) 県健康国保課及び保健所は、国勢調査関係書類の閲覧により調査地区を確認する。
- (3) 保健所は、住宅地図、巡回訪問による聞き取り又は住民基本台帳の閲覧等により、調査地区の平成 28 年度県民生活習慣実態調査世帯名簿（様式第 4 号）及び平成 28 年度県民生活習慣実態調査被調査者名簿（様式第 5 号）を作成する。

7 調査方法

- (1) 調査員は、調査地区内の世帯に対して説明会又は巡回訪問を行い、「県民生活習慣実態調査についてのお願い」（様式第 6 号）を配布して調査への協力を依頼する。
- (2) 身体状況調査は、被調査者を会場に集めて医師、保健師等が調査項目の計測及び問診を実施する。
- (3) 歯科疾患実態調査口腔診査は、身体状況調査に併設し、被調査者に歯科医師が問診及び口腔内診査を行い、歯科衛生士が記録を行う。この際、器具の滅菌、消毒等の感染対策に十分注意する。
- (4) 栄養摂取状況調査は、調査員である管理栄養士・栄養士が世帯を訪問し、世帯の代

表者及び主に食事づくりを行っている世帯員に面接の上、記入方法を指導しながら作成する。

- (5) 生活習慣調査(指定地区のみ)、県民生活習慣状況調査、歯科疾患実態調査アンケート調査に係る調査票は、栄養摂取状況調査に併せて配付し、被調査者本人が記入する。

なお、被調査者が14歳以下の子ども及び高齢のために回答が困難な者については、家族が代理記入してもらう。

- (6) (4)及び(5)で配付した調査票は、(2)及び(3)の会場で回収するが、会場に来られなかった被調査者に対しては、訪問又は郵送にて回収する。

8 各調査票の提出期限

各保健所は、調査票をそれぞれ下記の提出期限までに健康国保課あて提出するものとする。

調査票	提出期限
身体状況調査票(調査票様式第1号)	平成28年12月17日(金)※必着
歯科疾患実態調査口腔診査票(調査票第2号)	※平成28年度県民生活習慣実態調査世帯名簿(様式第4号)、平成24年度県民生活習慣実態調査被調査者名簿(様式第5号)、及び平成24年度県民生活習慣実態調査送付票(様式第8号)と併せて提出すること。
生活習慣調査票 ※指定地区のみ	
栄養摂取状況調査票(調査票第3号) ※「食事しらべ」からの出力票添付	
県民生活習慣状況調査票(調査票第4号)	
歯科疾患実態調査アンケート調査票 (調査票第5号)	

9 結果の集計及び公表

- (1) 栄養摂取状況の個々の計算は、保健所が栄養調査集計ソフト「食事しらべ」を用いて行い、県環境保健研究センターにおいて集計・解析し、結果をとりまとめる。
- (2) 身体状況調査及び生活習慣調査、県民生活習慣状況調査のデータ入力・集計は、競争入札により事業者に委託して行い、その後、県健康国保課において解析・作表し、結果をとりまとめる。
- (3) 歯科疾患実態調査口腔診査及び歯科疾患実態調査アンケート調査のデータ入力及び集計については、当該調査受託者(団体)が行い、その後、県健康国保課において解析し、結果をとりまとめる。

10 調査に関する秘密の保持

この調査は、心身の状態や周囲の環境、生活習慣等について世帯や個人の私的な情報を取り扱うことから、被調査者に係る情報を適切に取扱い、その個人情報の保護と管理に万全を期すものとする。

なお、調査結果のデータ入力を委託する事業者に対しては、委託契約により個人情報の保護を順守させる。

11 調査に関する届出と告示

この調査は、統計法第8条に基づき総務大臣に届出をするとともに、岩手県統計調査条例に基づき告示を行う。

前回調査との変更内容

変更の内容

変更の内容	変更案	変更前	変更理由																				
実施要領	<p>1 調査の目的 本調査は、県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に関する意識等を調査し、県民の健康の増進の総合的な推進を図るために必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>1 調査の目的 本調査は、県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び健康に関する意識等を調査し、「健康いわて21プラン」(平成13年6月策定)の推進状況を把握することにより平成25年度の「健康いわて21プラン」最終評価の実施及び次期岩手県健康増進計画の策定に資することを目的とする</p>	<p>調査結果を健康いわて21プランの推進及び評価に限定していたものを県の健康増進関連事業の推進に広く活用できるようにするため。</p>																				
調査票第4号 県民生活習慣状況調査票	<p>あなたがこの1年間に行ったボランティア活動（近隣の人への手助け・支援を含む）のうち、健康づくりに關係したもののはありますか。あてはまる番号をすべて選んで○印をつけてください。※ここでは、必ずしも無償に限らず、実費や謝礼をもらう等、有償のものも含めてお考えください。</p> <p>1 食生活などの生活習慣の改善のための活動 2 スポーツ・文化・芸術に關係した活動 3 まちづくりのための活動 4 子どもを対象とした活動 5 高齢者を対象とした活動 6 防犯・防災に關係した活動 7 自然や環境を守るための活動 8 上記以外の活動 9 健康づくりに關係したものはない・ボランティア活動はしていなさい。</p>	<p>（参考）社会生活基本調査 一年間にボランティア活動をしましたか。 健康や医療サービスに關係した活動 (輸血 入院患者の話し相手 安全な食品を広めることなど)</p>	<p>指標番号 60「健康や医療サービスに關係したボランティア活動をしている割合の向上」の出典を健康日本21（第2次）では、国民健康・栄養調査（生活習慣調査）データを採用したことから、生活習慣実態調査において調査項目を追加し、本県の中間評価に活用する。 出典：社会生活基本調査→ 国民健康・栄養調査</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>準値</th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会生活 健康日本21</td> <td>3.0% (H24)</td> <td></td> <td>25% (H34)</td> </tr> <tr> <td>基本調査 健康いわて21</td> <td>2.9 (H23)</td> <td></td> <td>25% (H34)</td> </tr> <tr> <td>国民健康 健康日本21</td> <td></td> <td>27.7% (H24)</td> <td>35% (H34)</td> </tr> <tr> <td>栄養調査 健康いわて21</td> <td></td> <td>38.4% (H24)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		準値	現状値	目標値	社会生活 健康日本21	3.0% (H24)		25% (H34)	基本調査 健康いわて21	2.9 (H23)		25% (H34)	国民健康 健康日本21		27.7% (H24)	35% (H34)	栄養調査 健康いわて21		38.4% (H24)	
	準値	現状値	目標値																				
社会生活 健康日本21	3.0% (H24)		25% (H34)																				
基本調査 健康いわて21	2.9 (H23)		25% (H34)																				
国民健康 健康日本21		27.7% (H24)	35% (H34)																				
栄養調査 健康いわて21		38.4% (H24)																					

変更案	変更前	変更理由
調査票第5号 歯科疾患実態調査アンケート調査票	<p>あなたは、ふだんゆつくりよく噛んで食べていますか。あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。</p> <p>(1) ゆつくりよく噛んで食べている (2) どちらかといえばゆつくりよく噛んで食べている (3) どちらかといえばゆつくりよく噛んで食べていない (4) ゆつくりよく噛んで食べていない</p>	<p>第3次食育推進基本計画（内閣府）の目標値に新たに追加されることに伴い、健康いわて21プラン（第2次）、イー歯トープ8020プラン、新しい岩手県食育推進計画等の参考指標として活用するため。</p>